

掛川市規則第19号

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年7月5日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険税条例施行規則（平成17年掛川市規則第88号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者（条例第30条第1項第2号の規定に該当する者に限る。）に係る国民健康保険税の減免における第2条第2号及び第3条第1項の規定の適用については、附則第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例施行規則附則第4項の規定は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日（以下「納期限等」という。）が到来する令和3年度分及び令和4年度分の国民健康保険税（以下「対象国保税」という。）の減免に限り適用する。この場合において、納付前に申請書を提出することが困難であったと市長が認めるときは、既に納付した対象国保税であっても、減免するものとする。